

第11部 麻酔

L001-2 静脈麻酔

現 行	改 正
3 十分な体制で行われる長時間のもの（複雑な場合） 800点	3 十分な体制で行われる長時間のもの（複雑な場合） 1,100点

150370710	静脈麻酔（十分な体制で行われる長時間のもの）（複雑）	1,100点
-----------	----------------------------	--------

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

現 行	改 正
注9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、45点を所定点数に加算する。	注9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イを算定する場合は、注4及び注5に規定する加算は別に算定できない。 イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合 450点 ロ イ以外の場合 45点

◆新設

150422770	神経ブロック併施加算（厚生労働大臣が定める患者）	450点
-----------	--------------------------	------

◆名称変更

150391070	神経ブロック併施加算（イ以外）	45点
-----------	-----------------	-----